

歴代正史・食貨志訳注の恩沢

『中国社会経済史用語解』について

山腰 敏寛

斯波義信 編著
中国 社会 経済 史 用語 解



B5判 600頁
東方書店 [14700円]

本『東方』誌上に載った斯波義信氏の『中国社会経済史用語解』（以下『用語解』とする）の刊行予告の文章を、大方の読者が関心と期待を持って読まれたことだろう。日本が今対峙しつつある大國中国がいかなる存在かを理解しようとする時、歴史的な理解は欠かせない。経済や経済政策についての歴史的な考究も重要である。文字の大國中国は多くの経済史料を残している。ただ、正史の食貨志等で使われている用語は「新興の」ヨーロッパ起源の経済学用語とは異なるため経済史料の活用は十分ではない。本書は必ずやそのような未踏の地を進まんとする研究者の必須のアイテムとなるであろう。

ところが、この慶賀すべき刊行予告の記事を読んで不埒にも戦慄を覚えた者がいる。外ならぬ評者である。評者は『中国歴史公文書読解辞典』（以下『中歴』とする）を刊行しているが、

『用語解』は公文書の語彙も収集しているという。東洋文庫で行われた訳注事業を背景とし、宋代に限っただけでも四六年、一九二四年から始まった訳注事業から起算すれば九〇年に垂とする大事業の成果を背景とした出版である。ここではこちらは巨象に踏み潰される蟻さんではないか。しかし、この出版に対して評者が書評するのも一興と考え直して、東方書店に書評をしたいと申し出た。

『用語解』は頁をめくるだけでも大変な大著である。辞書部で四八六頁ある。一頁が原稿用紙七枚半相当として原稿用紙約三六五〇枚、文字数は一四〇万字を超える。見出し語は約六〇〇〇語とのことであるから各項目の平均説明字数は二二〇字ほどである（『中歴』は辞書部は原稿用紙七五〇枚相当、各用語の説明平均字数は三〇字）。どの項目でもこれだけの字数

でよるべき史料に基づき語釈をまとめることは容易ではない。それが、このように多くの項目数で説明がなされているとは偉容にして労作と言うに足る。『用語解』は見出し語のみならず巻末の索引は説明文中の関連する語彙約三三〇〇語も収録しており合わせて二万語近くの語について理解考察することができる。

『用語解』は大項目として「財政」「経済」「社会」「公文書」の四つに分ち、更にいくつかの中項目に分かれ（「財政」は、「財務行政」「賦税」「役法」「駅伝」「専売」など八つの中項目に分かれる）、更に小項目に分かれるものもある。各項目ごとにもまとまっているので関連する語がまとまっており面白く読める。「庶民」などは面白かった。

『用語解』の各項目では冒頭に歴史的な概観も示される。「役法」「塩法」「戸籍」「互市」「坑冶（鉱業）」「市鎮」「市舶」「磁器」「酒」「漕運」「茶法」「賦税」の各項目などは通史的に説明がなされる。いずれも二段組レイアウトで一段分（約一六〇〇字相当）を超える記述であり、「塩法」に至っては六〇〇〇字であろう（本書評は約四〇〇〇字）。かつての歴史専門の事典の記述を彷彿とさせる。関心を持つ研究者はこれからはまず見ておくべき記述となろう。更に「商事行政」「人口の統計」「集落階層」「牧畜業」「家族」など現代の概念による通史的

な記述もある。このように多くの分野の概説がなされているとは正に数十年に一度出るか出ないかの業績であろう。ただ概説的な記述はどうあっても字数による制約があるから他に参照すべき論著が示されていれば後学を裨益しただろうと思う。人口の動態なら桑原隲藏の「歴史上より観たる南北支那」、塩であれば宮崎市定「歴史と塩」、藤井宏のものを二つか三つ思い浮かべるところである。

さて、公文書については『用語解』は三六頁分の語彙を集めている。評者は『中歴』が採用していない用語については臍を噛んだものの、公文書の読解の手引きはなかったため、『中歴』は棲み分けて生き残るだろうと判断はした。公文書読解については語彙だけではなく、書式の体裁の理解が必要である。

『用語解』と『中歴』で重なっている語彙もある。

「部院」については、『用語解』と『中歴』は複数のほぼ同じ語釈を掲げるが、『用語解』は「清初は総督、清代中期以降は巡撫」としているが、『中歴』は「巡撫」とのみしている（『中歴』はそもそも清末民初期の用語集）。

「印結」については『中歴』では「印つきの証文」とし、たった六文字の説明である。出典は『福恵全書』一卷二〇葉bとした。これに対し『用語解』は二箇所（？）にあり、（二四〇、四八二

頁)それぞれ約五〇字であり「人物、行為を保証することを保結とし、官印の押印のあるもの(大意)」と「印」が官印であるとする。

清代では布告文の冒頭などで使われた「照得」という用語については、宋元時代における用法の説明が異なる。「中歴」は「上下行文書みな『照得』という表現を冒頭に使っていた」とするが、『用語解』は「下より上に行う文書にこれを用いた」とし、「照对得之」の省略とする。宋元代の専門家の記述であろうが、辞書を編纂している者としては出典が気になる。この場合の「照」は拠るべき根拠があることを示すとするが、評者もかつてHP上で同様の推量をしたことがある。「得」は『中歴』では独立した項目を立て「『了』した結果以下のようになる」「曰く」の意ありか?」とした。『用語解』は「看得」「議得」の語釈を見ると「『了』得た内容」としている。『用語解』で惜しまれるのは、巻頭に参考文献は掲げるものの、各用語がどの食貨志に見えるかが判らないことである(項目内にとの王朝の時代にと明記する説明もあるが)。『用語解』は漢代から清代までの用語を掲げているのであるから(貨幣などは先秦時代にまで遡る)、正史のどの食貨志に見えるのかということは知りたい。ただ、宋代を中心に使われた用語については、これも膨大な労大作であるが、斯波義信編『宋会

要輯稿 食貨篇 社会経済用語集成(二二〇〇八)により『宋会要』で使われていることが確認できる。「印結」は『集成』に見え、『中歴』により『福惠全書』にも見えるのであるからは宋代から清代までは使われていたことが判る(「執照」もほぼ同様の手順でやはり宋清間の用語だと判る)。「用語解」は四六年もかかった『宋史』『食貨志』の訳注(二二〇〇六年終了)後の企画であり、宋代の用例を中心とした説明になっている。「均輸法」の項目は宋代を中心として詳述しながら漢代の記述がない。漢代の「平準法」も独立した項目になっていない。以下は評者が関心をもつ塩について見る。「両浙塩」の説明も宋代を中心とした説明である。ここで蘇州に加えて後代の上海も「浙西」にあたり物流的には寧ろ浙江省だとあれば今日的にも面白かっただろうと思う。これは浙江財閥が上海を支配した背景であり、蒋介石も浙江省の塩商の家の出である。

大項目の中に「専売」があり、その中に「塩」が含まれている。更に「塩課」「塩税」という小項目もある。「専売」の項目の中で「税」とあるのは矛盾している。これは『台湾私法』や『清国行政法』(以下『行政法』とする)が編纂された時代の矛盾を引き継いでいる。『台湾私法』と『行政法』で「専売」という項目の中で塩が扱われたのは編纂された当時の「中国で

はなく」台湾・日本において塩の専売が行われていたためである。『行政法』でも塩は「専売」の項目の中で扱われているが、なんと清代の塩政は「国家専売とは異なる」と明記している（六卷一七四～八一頁）。専売という項目の中で記述はそれを否定したのである。『行政法』の塩政の記述にかかわった一人はこの『用語解』の序文にもその名前が掲げられる加藤繁である。東京帝国大学を卒業したばかりの当時は「清朝の制度については何も知らない素人」であった加藤繁は「清代の塩法について」（一九三七）でも『行政法』の分類を踏襲しつつも清代の塩政は専売などではなく「消費税」とした。

漢の武帝の塩鉄策の運用の実態は不明であり考古学上の成果を待つべきである。しかし、唐代に劉晏が完成させた制度こそは政府が塩を買い上げ貯蔵し転売し利益をあげた正に「専売」制であった。しかし、専売制においては商品を買上げる、管理する、売り切らなければならない等の種々のリスクが伴う。人口の増大によりこのリスクは更に増大する。しかし、このリスクは商人達に丸投げして税制策へ転じれば回避できる。唐代以降塩の専売制は増大する人口により必然的に税制策へと転じたのであろう。先学達の一時の研究は明代に至り専売制が完全に破綻したことを証明する研究であった。そして、清代は税制策であったのである。清末民初期の

塩法論者左樹珍は税制論と専売論の論議を混同すべきではないと説いた。塩を扱う政策手法の中に専売制と税制等があったのである。塩は専売の項目内で扱うべきではない。

記念すべきこの出版物に対していささか評者の妄言が過ぎたかも知れぬ。一知半解にケチをつけるなど誰にでもできる。そう評者は重農学家の「為すに任せよ、行くに任せよ」は唐代の劉晏が主張した「不問所之（之く所を問わず）」に由来するに違いないなどと説く妄言居士である。しかし、中国は『管子』の昔から経済学の先進国であり、ヨーロッパでようやく経済学が産声を上げたとき、中国にはすでに『皇明経世文編』という大部な編纂物があった。その編者により劉晏の主張は税制用語として再生していた。今は中国の経済史料をヨーロッパ起源の社会学・経済学の用語に置き換えて読み解くべき時代であるが、『用語解』は必ずやその一大橋頭堡となるであろう。

（やまごし・としひろ 徳島県立城北高等学校）